

新たな支援策

観光事業者感染拡大防止対策支援事業補助金

■問い合わせ 商工観光課 ☎ 53・9705

新型コロナ感染症の影響を受けた、宿泊業・飲食業など観光に携わる店舗などが、衛生管理の改善に取り組む場合に、その取り組みを支援します。

▶ 補助対象事業者

- ① 運輸業、宿泊業、飲食業、小売業または生活関連サービス業などを営んでいること
- ② 市内に主たる事業所を有していること
- ③ 関係法令等に違反していないこと
- ④ 市税の滞納がないこと

▶ 補助額

補助率：対象経費の3分の2
※消費税及び地方消費税を含む
上限額：1事業所（店舗）あたり最大10万円
※交付申請は1事業所につき1回限り

▶ 補助対象期間

令和2年4月1日～10月30日

▶ 申請期限

10月30日(金)

▶ 対象経費

- ① 店舗の改装工事にかかる費用
- ② 備品購入費
※消耗品費など一部対象外あり。詳しくは問い合わせてください

▶ 補助要件

- ① 事業費の総計額（税込）が3万円以上
- ② 発注先は市内に主たる事業所を有する事業者
※8月3日以前に行ったものは、発注先が市外事業者でも可
- ③ 県が発行する「感染防止徹底宣言」ステッカーを目立つところに掲示する

新生児特別定額給付金

■問い合わせ 市民福祉課 ☎ 64・6017
総務課 ☎ 64・6002

国の特別定額給付金の基準日の翌日以降に生まれた子どもを育てる保護者を対象に、その子ども1人につき10万円（1回限り）を給付します。

▶ 給付対象者

- 次の①、②の要件の両方を満たす人
- ① 令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、市の住民基本台帳に登録された子どもを監護し、生計を同じくする保護者
 - ② 子どもの出生日から給付申請日まで引き続いて、市の住民基本台帳に登録されている人

▶ 申請方法

市が出生届を基に、対象者に申請書を送付します

▶ 申請期限

令和3年5月31日(日)

「おばまチケット」加盟店を紹介するホームページができました！

■問い合わせ 商工観光課 ☎ 64・6019

市では、おばまチケットの加盟店情報を発信し、市民の皆さんに地域への愛着を深めてもらうために、ホームページ「NEST-INN-OBAMA」を新たに開設しました。

300店を超える加盟店情報や独自のチケット特典、お店のこだわりなど、お得で便利な情報を発信しています！

また、地域を支える産業や歴史文化、働く人のストーリーなど、小浜市の魅力を再発見できる情報も紹介していきます。

HPに掲載する店舗も随時募集しています。詳しくは問い合わせてください。

右のQRコードからアクセス！▶



感染を防止するために

県内で、再び新型コロナウイルスの感染が広がってきています。

関係機関のHPなどで最新の情報を確認し、適切な感染防止対策を行った上で、日常生活を送りましょう。

市民の皆さんにお願いしたいこと

マスクの着用を徹底してください

感染拡大の第1波を検証すると、「マスクをしていなかった」感染事例が多数、見受けられました。

引き続き、人と話すときや、公共交通機関を利用するなどの際には、マスクの着用を徹底するようにお願いします。なお、人と十分な距離（少なくとも2m以上）を保てる場合には、マスクをはずして熱中症予防にも気をつけましょう。

「感染防止徹底宣言」ステッカーの掲示がある店舗を利用しましょう

店舗利用の際には、「感染防止徹底宣言」ステッカー（下図）の掲示を確認し利用をしましょう。

他県との往来は注意して行動を

感染が拡大している地域などへの往来については、慎重に判断してください。

やむを得ず往来する場合は、訪問先を必要最低限にする、会食は控えるなど、感染予防を意識した行動をとり、国の接触確認アプリ「COCOA」の導入をお願いします。

事業者の皆さんにお願いしたいこと

「感染防止徹底宣言」ステッカーの掲示

各業界団体などが定める感染拡大予防のためのガイドラインや、福井県の感染拡大防止対策ガイドラインについて、再度の徹底をお願いします。

県では、ガイドラインを遵守する店舗や施設であることを示す「感染防止徹底宣言」ステッカー（右図）を発行しています。申請は右のQRコードから受け付けています。インターネットでの申請ができない人は、ふくい産業支援センター ☎ 0776・67・7421 まで相談してください。

P C R検査など感染拡大防止への協力を

万が一、従業員などに感染者が出た場合は、保健所などに協力し、積極的なP C R検査や休業など、感染拡大防止に協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症にかかったと思ったら

まずは、帰国者・接触者相談総合センターやかかりつけ医に相談を

発熱などの症状がある場合は、医療機関を受診する前に、帰国者・接触者相談総合センター（下記参照）やかかりつけ医に電話で相談してください。8月から連絡先が下記に変わっています。ご注意ください！

症状や検査にかかる相談・問い合わせは

帰国者・接触者相談総合センター

☎ 0776・20・0795

●対応時間 7時～21時（土日・祝日を含む）
※時間外は携帯電話番号を案内します

県内7保健所から相談などを集約

県では、8月3日に、これまで県内7保健所で行ってきた新型コロナウイルス感染症に関する相談・受診調整の業務を集約し、新たに「帰国者・接触者相談総合センター」を設置しました。

今後は、「病状、症状に関する相談」、「検査の予約調整」などについて、同センターがまとめて対応します。



コロナ禍でごみが急増

～今、考えたい「ごみ」のこと～

■問い合わせ 環境衛生課 ☎ 64・6016

新型コロナウイルス感染症の拡大により、市内でもごみの排出量が増加し、あらためて、ごみの分別と減量化の重要性が明らかになりました。

ごみ急増の背景と、日々の処理方法について知り、分別と減量化の工夫について考えてみましょう。



▲ごみ袋の中身の一つひとつ手作業で選別する作業員。後方には、未処理の埋立ごみが山積みになっている

新型コロナウイルス感染症の影響

「外出自粛」で家庭ごみが急増

今春、新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう「外出自粛」の影響で、全国的に家庭から排出されるごみの量が急増しました。小浜市も例外ではなく、4月から5月にかけての埋立ごみの排出量は81トと、前年同時期の61トに比べて約30%も増加しました。

持込ごみの受け入れを制限

埋立ごみの処理を扱うリサイクルプラザ（深谷）では、ごみ収集や家庭からの持ち込みにより、大量のごみが集まったため、作業員や施設の安全を確保しながら、計画的に処理する必要があります。

そのため、施設の開設以来初めて、家庭から直接、施設に持ち込まれるごみの受入制限を、4月20日から5月29日の期間に実施しました。



▲不燃ごみの処理施設と、最終処分場からなる「リサイクルプラザ」

「ごみはどうやって処理される？」

「埋立ごみ」の処理方法

集められた埋立ごみは、主に、次の行程を経て処理しています。

①手作業による選別

埋立ごみの中には、発火のおそれがあるものや、資源ごみ、燃やすごみなどが、分別されずに多数含まれており、処理の前に取り除く必要があります（下写真）。

この除去作業は、機械ではできないため、すべてのごみ袋を作業員が手作業で一つひとつ確認・選別しています。

②破碎処理

手作業で選別したごみは、機械で細かく砕きます。砕くことで、ごみの容積を減らし、最終処分場の延命化を図っています。

③磁力などによる選別

砕いた後のごみは、磁力や風力を使って、金属などの資源ごみや、軽い燃やすごみなどを選別し、さらなる減量化に努めています。

④埋め立て処理

最後に残った埋立ごみは、「最終処分場」に埋め立てます。「最終処分場」は2棟あり、一年おきに交互に使用しています。



▲分別されずに出されたごみ。埋立ごみの袋の中に、びんや燃やすごみ、中身の残った缶詰などがあり、腐敗による異臭もする

誤った分別の例

リサイクルプラザに集められ、選別されるごみの中には、誤った分別方法で出されたものが多数、見受けられます。

ここでは、その一部を紹介します。

▼発火のおそれがあるもの

電池やスプレー缶などが含まれています。破碎処理をすると発火する危険性があります。

▼資源化できるもの

缶、びん、ペットボトルなどが含まれています。これらは「資源ごみ」として出すごみになります。

▼不衛生なもの

生ごみの他、中身が残っている缶詰や調味料などの容器が含まれています。腐敗が進み、作業の妨げになる場合があります。

分別にご協力ください！

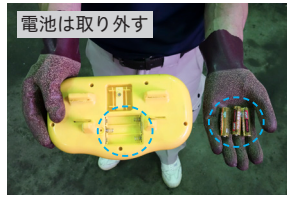
「埋立ごみ」に含まれる代表的なごみの分別方法を紹介します。

危険なもの

▼電池

おもちゃや時計、リモコンなどに入っている電池は、取り外せるものは取り外して、「有害ごみ」として分別してください。

最近、問い合わせが多い「リチウムイオン電池」については、他の電池と同様に処理してください。



電池は取り外す

▼スプレー缶

発火などを防ぐため、必ず穴を開けて廃棄してください。

缶の素材が記載してある場合は、それに従って分別してください。

記載がない場合は、「その他金物」として分別してください。

必ず穴を開けて廃棄



▼ライター

必ずガスを抜いてください。金属部分は「その他金物」に分別してください。

資源化できるもの

▼缶やペットボトルなど

中身を残さず水洗いした後、それぞれの指定袋に入れて分別してください。

不衛生なもの

▼生ごみ

「埋立ごみ」の袋に入せずに、「燃やすごみ」に分別してください。

▼缶詰や調味料などの容器

中身を残さず水洗いした後、容器の素材に応じて分別してください。

その他の注意点

▼包装は最小限に

割れたガラスや刃物などは、危険のないよう、新聞紙などで包んでください。

ただし、分別作業の軽減のため、包装は最小限にしてください。

ごみの減量化を目指して ～キーワードは「2R」～



「リデュース」と「リユース」ってどう違う？

リデュース … 物を大切に使い、ごみを減らす
・使い捨て商品を使用しない
・料理の食べ残しをしない
・必要のない包装は断る
・使用頻度の少ないものは、レンタルやシェア（共有）する

リユース … 使える物は、繰り返し使う
・壊れた物は修理し、長期間使う
・使える物は、リユースショップやフリーマーケットを利用し、必要な人に譲る
・マイバッグ、マイ箸、マイボトルを使う
・詰め替えできる製品を選ぶ

ごみを削減！「リユースショップ」

若狭シルバー人材センターでは、リユースの促進や、高齢者が活躍する場の創出を目的に、登録会員が持ち込んだ品を扱うリユースショップ「バザールショップ Ag」（遠敷）を運営しています。ごみの発生を防ぎ、お財布にも優しいリユースショップを活用して、ごみの削減につなげましょう。



ごみについて知り、考える！ 「出前講座」や「ごみ処理施設見学」

市では、ごみの分別や減量化について知り、ともに考える出前講座や、リサイクルプラザの施設見学を、随時、受け付けています。

申し込みや問い合わせは、環境衛生課まで。

活用しよう！

回答の流れ

①専用サイトにアクセス



②ログインID・パスワードを入力

ログインID (Login ID)
 (8ケタ)
 アクセスキー (Access Key)
 (4ケタ)

③画面の案内にそって回答



回答時の注意点

提出前には再チェック

- 調査票を提出する前に、記入もれや誤りがな
いか、あらためて確認してください。
- 調査票に記入もれなどがあった場合は、確認
のため、指導員などから電話で連絡すること
があります。

回答は、ふだん住んでいる場所で

- 住民票などの届出場所に関係なく、10月1日現
在、ふだん住んでいる場所で調査票を記入します。
- 「ふだん住んでいる場所」とは、3カ月以上
住んでいる場所か、3カ月以上住むことになっ
ている場所のことです。



国勢調査を装った「かたり調査」にご注意ください！

- 国勢調査では、金銭を要求する
こと、銀行口座の暗証番号やク
レジットカード番号などを聞く
ことはありません。

- 国勢調査をかたった不審な訪問者や電話、
電子メールなどにご注意ください。
不審に思った際には、回答しないで、速や
かに市民協働課までお知らせください。

インターネットで回答する

24時間いつでもOK！
「インターネット回答」がおすすめです

■インターネット回答なら、自宅のパソコン
またはスマートフォン、タブレットなどか
ら24時間いつでも回答できます。

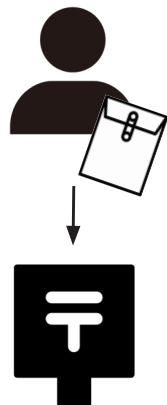
■回答の際は、配布される利用ガイドをもと
に、専用サイトにアクセスし、ガイドに記
載の「ログインID」と「パスワード」を
入力して、画面の指示に従い回答します。
■回答内容は、期間内にいつでも修正が可能
です。

《インターネット回答期間》
9月14日(月)～10月7日(水)

郵送で回答する

インターネットでの回答が難しい
場合は、郵送でも回答できます

■紙の調査票で回答する場合は、回答を
記入した調査書類を、同封されている
「郵送提出用封筒」に入れて、ポストに
投函してください。



《郵送提出期間》
10月1日(木)～10月7日(水)

全国一斉

「令和2年国勢調査」を実施します

■問い合わせ 市民協働課 ☎ 64・6009



「国勢調査」は、日本に住
んでいるすべての人および
世帯を対象に、5年に1度
行われる最も基本的な調査
です。
調査結果は、社会福祉、
雇用施策、生活環境の整備、
防災対策など幅広い分野で、
暮らしのために役立てられ
ます。
10月1日現在を基準日に、
全国一斉に国勢調査を実施
しますので、皆さんのご協
力をお願いします。



①どんな調査なの？

調査は19項目

調査の内容は、世帯につ
いては、「世帯員の数」「住
居の種類」「住宅の建て方」
など4項目。
世帯員については、「男女
の別」「出生の年月」「就業
状態」「従業地または通学地」
などの15項目です。

個人情報厳格に保護

国勢調査では、統計法に
よって、厳格な個人情報保
護が定められています。

回答は法律で義務付け

正確な統計を作成するた
めに、「統計法」では、調査
項目に回答する義務（報告
義務）が定められています。

②どうやって調査するの？

9月14日(月)から、国勢調査員が
各世帯を順次訪問し、調査書類を
配布します。

■新型コロナウイルス感染症の発
生・拡大を防ぐため、調査書類
を郵便受けに入れるなど、調査
世帯との対面・接触をできるだ
け避けながら配布を行います。
皆さんのご理解をお願いします。

③回答の方法は？

次の3つのうち、いずれかの方
法で回答できます。

①インターネット回答

②郵送提出

③調査員に提出

■新型コロナウイルス感染症の発
生・感染拡大を防ぐため、でき
る限り、インターネットまたは
郵送で回答してください

調査に関するお問い合わせは…

国勢調査コールセンター ☎ 0570・07・2020 (IP電話の場合は ☎ 03・6636・9607)

【受付時間】8時～21時(10月31日(土)まで設置)

9月から、新たな子育て支援策を実施します

■問い合わせ 子ども未来課 ☎64・6013

「在宅育児応援手当」を支給します

市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の0歳から2歳の子どもを家庭で保育する世帯に対して、手当金を支給します。対象となる可能性がある家庭には、9月以降に、市から申請書類を郵送します。

支給対象であっても、申請しなければ手当は支給されません。13Pを参考に、忘れず申請してください。

▼支給金額 対象となる児童1人につき1万円（月額）

▼支給期間 支給要件を満たした日の翌月から、支給要件を満たさなくなった日が属する月まで

▼支給月 2月・6月・10月（最大4カ月分を一括で振り込み）
※今年度の最初の支給は、令和3年2月の振り込みです

▼対象となる児童の要件

- ①市に住民登録を有する、産後8週から満3歳未満の児童
- ②市民税所得割合算額が5万7700円未満（ひとり親家庭などは7万7101円未満）である、生計を一緒にする世帯内の第2子以降の児童

▼支給対象者の要件

- ①市に住民登録を有する、児童手当の受給者
- ②対象児童を保育園などに入園させていない人
- ③職場復帰を前提とした「育児休業給付金」（公務員は「育児休業手当金」）を受給していない人
- ④生活保護を受けていない人
- ⑤暴力団関係者や公序良俗に反するものではないこと
- ⑥配偶者がいる場合は、配偶者が③⑤を満たしていること

保育料無償化の範囲を拡大します

市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育園や認定こども園にかかる保育料の無償化の範囲について、世帯推定年収が360万円未満相当世帯の第2子に拡大します。

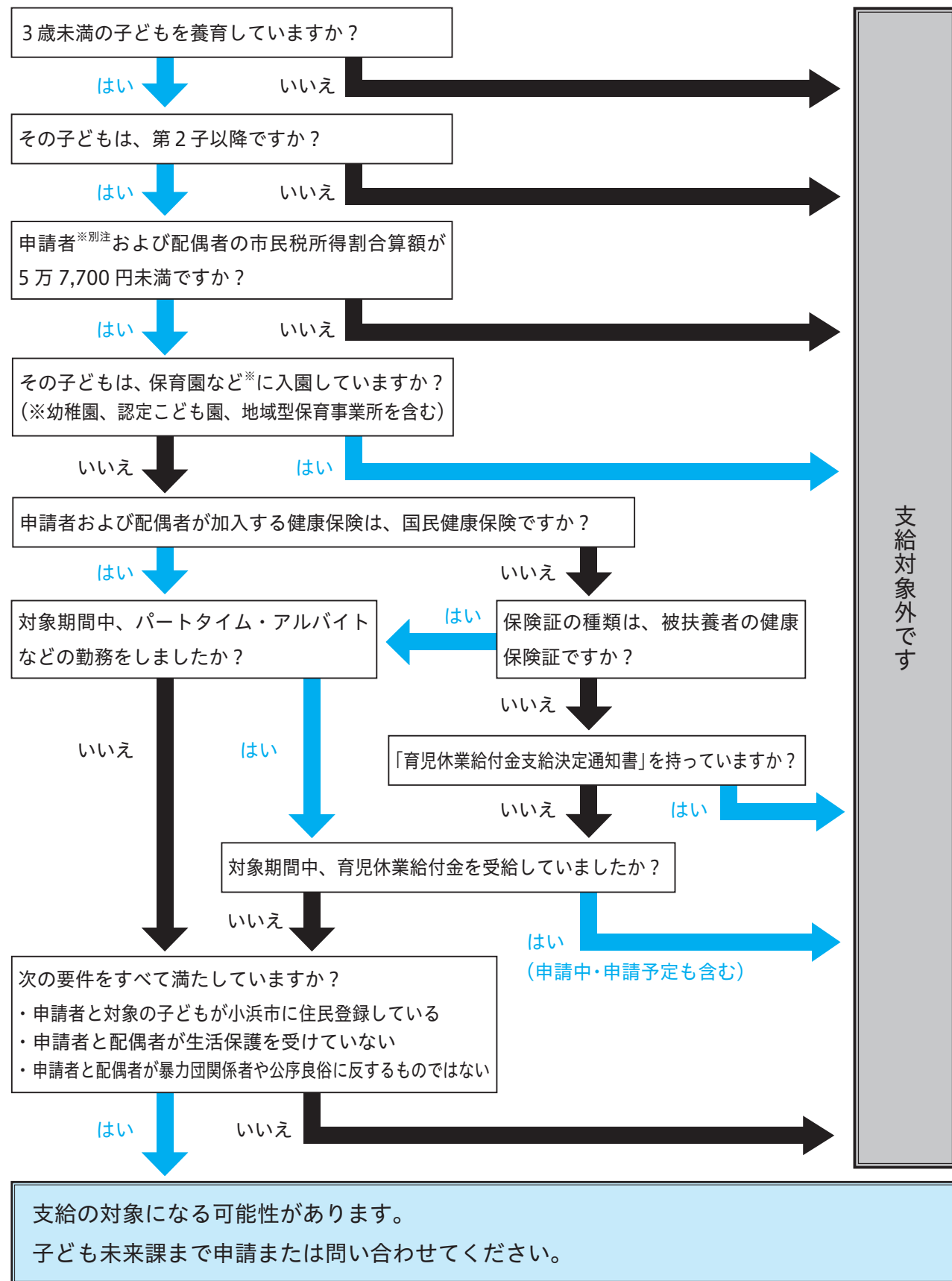
※対象者について、申請などはありません



無償化の実施状況

	世帯推定年収	～260万円	～360万円	～640万円	640万円以上
0～2歳	第1子	✓	9月から無償化		
	第2子	✓	◎	✓は無償化済み	
	第3子以降	✓	✓	✓	✓
3～5歳		✓	✓	✓	✓

「在宅育児応援手当」の支給対象となるか、確認しましょう



※別注 原則として、児童手当の受給者が申請者となります。
児童手当の受給者が対象の子どもと同居していないときは、同居している他の養育者が申請してください。